

福岡市営渡船広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市営渡船条例（昭和39年福岡市条例第77号）及び福岡市営渡船条例施行規則（昭和39年福岡市規則第65号）に規定する福岡市営渡船の施設に掲出する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出場所)

第2条 広告の掲出場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旅客待合所内
- (2) 船舶内

(広告掲出の許可の申請)

第3条 広告の掲出の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「福岡市営渡船広告掲出許可申請書・許可書・取り止め届」（別記様式。以下「申請書等」という。）に当該広告の見本又は図面を添付して市長に提出しなければならない。

(広告掲出の許可)

第4条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、広告の掲出を許可することとしたときは、申請書等を申請者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する広告の掲出については、許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を害するもの
- (3) 公衆に対して不快感を与えるもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(広告を掲出する場合の占用料の納付)

第5条 広告の掲出について許可を受けた者（以下「掲出者」という。）は、広告を掲出場合の占用料（以下「占用料」という。）を広告の掲出を開始する日の前日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、占用料の納付期限を別に指定することがある。

2 既納の占用料は、第7条に規定する場合を除き還付しない。

(占用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する広告については、占用料の減免を行うことがある。

- (1) 国若しくは地方公共団体その他の公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するもの
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(許可の取消し)

第7条 市長は、業務上やむを得ないと認めるとき、その他特に必要と認めるときは、広告の掲出の許可期間中であっても当該許可を取り消すことがある。

2 前項の規定により許可を取り消したときは、既納の占用料の全部又は一部を還付することがある。

(掲出の取り止め)

第8条 掲出者が広告の掲出を取り止めようとするときは、あらかじめ申請書等を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

(掲出及び撤去)

第9条 広告の掲出及び撤去は、市長が指示することにより掲出者が行うものとする。ただし、市長が指定するものについては、市長が行うものとする。

2 前項ただし書きの規定により市長が撤去した広告は、特に市長が必要と認めたものを除き、返還しないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 掲出者は、広告の掲出に係る権利を第三者に譲渡することができないものとする。

(規定外の事項等)

第11条 この規定に定めのない事項又はこの規程により難い事項については、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。